

証券コード 7 6 9 8
2021 年 6 月 10 日

株 主 各 位

横浜市泉区新橋町 1212 番地
株式会社アイスコ
代表取締役 相原 貴久

第 69 期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 69 期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021 年 6 月 25 日（金曜日）午前 10 時
2. 場 所 横浜市泉区新橋町 1212 番地 当社本社 3 階 会議室
3. 目的事項

報告事項

第 69 期（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

第 1 号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7 名選任の件

第 2 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

上記議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症への対応につきまして
新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましてはご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月に政府からの緊急事態宣言が発令され、外出自粛等により消費活動が著しく減少したため、国内の経済は非常に厳しい状況となりました。2020年5月の緊急事態宣言解除後においては、経済活動は徐々に回復し、GoToキャンペーンをはじめとする景気対策により景気回復の兆しがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が生じ、2021年1月には2度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行きの見通せない不透明な状況が続いております。

当社が身を置く食品流通業及びスーパーマーケット業につきましては、緊急事態宣言による個人消費の落ち込みは限定的で、外出自粛・テレワーク推進などを受けたいわゆる巣ごもり需要から、中食・内食の高まりは依然として継続しております。また、当社の主要得意先であるスーパーマーケット・ドラッグストアは販売好調を維持しておりますが、景気後退による更なる消費マインドの停滞から節約志向、低価格志向の傾向は強まっており、消費環境は先行きの見通せない不透明な状況が続くと想定されます。

このような情勢のなか、当社は食を通じた社会貢献を目標に、配送拠点や店舗においては感染症対策を徹底しながら、食品の安定供給に努めてまいりました。また、物流網の構築においては、2020年5月に茨城県石岡市に石岡営業所を開設するなど、配送エリアの拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、新型コロナウイルス感染症の影響によるいわゆる巣ごもり需要を着実に捉え、売上高は40,551百万円（前期比10.4%増）、売上総利益は7,447百万円（前期比8.8%増）となりました。また、フローゼン事業においては物流効率を高め、人件費や委託配送費用などの物流コストの見直しを行ったことや、スーパーマーケット事業における3密（密閉・密集・密接）回避のため広告宣伝費を抑制した結果、販売費及び一般管理費は6,647百万円（前期比0.8%減）、営業利益は800百万円（前期比451.1%増）、経常利益は855百万円（前期比302.7%増）、当期純利益は523百万円（前期比262.6%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

a. フローゼン事業

フローゼン事業につきましては、2020年4月からの緊急事態宣言に伴い、中食・内食需要が急拡大した流れに乗り、売上を大きく伸ばさせることができました。特に冷凍食品市場の拡大により、主要得意先への冷凍食品の売上が大きく増加するなど、好調に推移いたしました。また、得意先の新規出店に確実に対応するため、2020年5月に茨城県石岡市に石岡営業所を開設し、配送能力の拡張及び冷凍倉庫の生産性向上を図り、供給能力の確保に努めました。加えて物流効率の向上のため、配送支援システムを導入し、効率的な配送コースへ組み替えを行うなど積極的に取り組み、人件費や委託配送費用等の物流コストの見直しを行ってまいりました。

なお、北関東エリアの配送網を拡充するため、2021 年 4 月に埼玉県さいたま市に岩槻物流センターを開設しており、引き続き積極的な設備投資を行い、事業拡大を図ってまいります。

以上の結果、フローズン事業の売上高は 31,167 百万円（前期比 14.0%増）、セグメント利益は 520 百万円（前期比 677.7%増）となりました。

b. スーパーマーケット事業

スーパーマーケット事業につきましては、お客様や従業員の安全・安心、健康面を最優先に考え、様々な感染拡大予防策を講じた上で、店舗運営を進めてまいりました。当事業年度においては新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、郊外型のスーパーマーケット需要が拡大し、特に当社が注力している生鮮 3 品（青果・鮮魚・精肉）の売上が伸びました。

また、2021 年 3 月には、「スーパー生鮮館 TAIGA 永田店」（神奈川県横浜市南区）の大型改装を実施いたしました。商圈特性にあわせて商品グレードを高め、品質訴求のための POP に刷新するなど、こだわりのつまった店舗に改装いたしました。なお当事業年度において新規出店を行わず、店舗数は 10 店舗（「スーパー生鮮館 TAIGA」8 店舗、テナント店舗 2 店舗）となっております。引き続き、地域の皆様へ食品の安定供給ができるように、地域密着型の店舗運営を推進してまいります。

以上の結果、緊急事態宣言における特需や、3 密回避のため広告宣伝費を抑制したことにより、売上高は 9,384 百万円（前期比 0.0%減）、セグメント利益は 279 百万円（前期比 257.1%増）となりました。

セグメント別	売上高	構成比
フローズン事業	31,167 百万円	76.9%
スーパーマーケット事業	9,384 百万円	23.1%
合計	40,551 百万円	100.0%

（2）設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は 305 百万円であります。

その主なものは、フローズン事業において、配送用トラック 92 百万円、新設物流拠点用設備 14 百万円及びスーパーマーケット事業において店舗の改装費用等 167 百万円であります。

（3）資金調達の状況

当事業年度は、設備投資資金として金融機関より 230 百万円の借入を実施いたしました。

(4) 当社が対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令され、外出自粛等により消費活動が著しく減少するなど、見通しの不透明な状況が続いております。当社が身を置く食品流通業界は、緊急事態宣言による個人消費の落ち込みは限定的で、中食・内食需要の高まりは依然として継続しております。

このような状況の中、当社は、一丸となって以下の課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

① 優秀な人材の獲得と教育体制の強化

当社のフローゼン事業は、発注から売り場づくりに至るアイスクリーム・冷凍食品等の納品に係る付随業務を提供するフルメンテナンスサービスを行っておりますので、人員の増加と教育によるスキルアップは、業績の拡大とサービス品質の向上のために必須となります。そのため、採用及び教育に携わる各部門の機能を一層強化し、積極的な採用活動の展開と研修・OJT指導の充実に取り組んでまいります。

② 物流拠点の新設

当社のフローゼン事業は、現在関東・東海エリアに物流拠点として13拠点を有しております。今後も安定的な成長をするためには、物流拠点の新設が重要な経営課題となるため、関東・東海エリアを中心に物流拠点を新設し、効率的な配送網を構築してまいります。

③ コンプライアンス経営の推進・徹底

事業の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要と考えております。企業の社会的な信頼性を高めるために、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、全従業員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。また政府の働き方改革の方針に則り、労働環境のさらなる改善及びコンプライアンス遵守に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017 年度 第 66 期	2018 年度 第 67 期	2019 年度 第 68 期	2020 年度 (当事業年度) 第 69 期
売 上 高 (百万円)	32,991	35,214	36,728	40,551
経 常 利 益 (百万円)	831	419	212	855
当 期 純 利 益 (百万円)	416	223	144	523
1 株当たり当期純利益 (円)	259.65	139.07	90.00	326.40
総 資 産 (百万円)	12,227	12,350	13,648	14,316
純 資 産 (百万円)	1,498	1,718	1,833	2,337
1 株当たり純資産額 (円)	933.39	1,070.07	1,141.46	1,455.27

当社は2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、2017年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な営業所および店舗 (2021 年 3 月 31 日現在)

名 称	営 業 所 数	所 在 地
本 社	1	神奈川県
物 流 セ ン タ ー	2	神奈川県、千葉県
営 業 所	11	神奈川県 2 カ所、東京都、埼玉県、茨城県、 静岡県 3 カ所、愛知県 3 カ所
スーパーマーケット店舗	10	神奈川県 9 カ所、静岡県

(7) 従業員の状況 (2021 年 3 月 31 日現在)

事 業 部 門	従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
フローズン事業	497 名	16 名増	35.9 歳	5.0 年
スーパーマーケット事業	130 名	4 名減	39.6 歳	7.2 年
管 理 部 門	18 名	1 名増	39.4 歳	8.6 年
合 計	645 名	13 名増	36.7 歳	5.6 年

(8) 主要な借入先 (2021 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借 入 額 (百 万 円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	963
株 式 会 社 商 工 中 央 金 庫	952
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行	723
株 式 会 社 静 岡 銀 行	536
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	371
株 式 会 社 り そ な 銀 行	250
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	102
株 式 会 社 横 浜 銀 行	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は 2021 年 4 月 8 日付で東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 市場へ上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 1,605,000 株
 (3) 株主数 53 名
 (4) 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株 式 会 社 K A N コ ー ポ レ ー シ ョ ン	675,000	42.06
相 原 敏 貴	367,500	22.90
相 原 貴 久	150,000	9.35
ア イ ス コ 従 業 員 持 株 会	79,500	4.95
江 崎 グ リ コ 株 式 会 社	75,000	4.67
相 原 久 子	52,500	3.27
青 木 哲 也	45,000	2.80
野 口 み ゆ き	45,000	2.80
山 本 宗 男	16,500	1.03
浅 井 功	15,000	0.93

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	相原 敏貴	
代 表 取 締 役 社 長	相原 貴久	
専 務 取 締 役	三國 慎	
常 務 取 締 役	青木 哲也	フローズン事業部長
取 締 役	青木 洋征	スーパーマーケット事業部長
取 締 役	永野 泰敬	C F O
取 締 役	三上 和美	株式会社魚力 取締役会長
取締役（常勤監査等委員）	堀内 之弘	
取締役（監査等委員）	中田 雅明	
取締役（監査等委員）	榎本 進一郎	箕山・榎本総合法律事務所 弁護士

（注）1. 取締役三上和美、中田雅明及び榎本進一郎は、社外取締役であります。

2. 取締役三上和美、中田雅明及び榎本進一郎は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 重要な社内会議における情報共有及び内部監査室との連携を密に図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、堀内之弘を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 取締役（常勤監査等委員）堀内之弘は、銀行業務に関する豊富な経験を有しており、また、他社における監査役の見識、経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）中田雅明は、上場企業の財務経理部門や代表取締役社長としての業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

（４）取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、株主総会において承認された報酬額の限度内において、役員報酬基本方針を社外取締役が過半数を占める報酬委員会に諮問し、報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。役員報酬基本方針の概要は次の通りであります。

・基本報酬

月例の固定報酬として、役位、職責に応じて、他社水準、従業員の給与水準を総合的に勘案し、報酬委員会にて決定いたします。

・業績評価連動報酬

業績向上のインセンティブとして、業績指標を反映した現金報酬として、前事業年度の売上高・利益の目標と実績を比較し、その達成状況に応じて決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議は 2019 年 10 月 10 日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額 200,000 千円以内（決議時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は 6 名。）、監査等委員である取締役については、年額 30,000 千円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は 3 名。）と決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月29日開催の取締役会において各取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は代表取締役社長に一任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の経営環境を最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。なお、当社は2020年8月14日開催の取締役会において、任意の諮問機関として報酬委員会の設置を決議しており、以後は役員報酬については、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決議することとしております。

各監査等委員の報酬の額については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	7 名	137,640 千円
（ う ち 、 社 外 取 締 役 ）	（ 1 名 ）	（ 5,040 千円 ）
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	3 名	9,240 千円
（ う ち 、 社 外 取 締 役 ）	（ 2 名 ）	（ 6,240 千円 ）

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役三上和美氏は、株式会社魚力の取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）榎本進一郎氏は、箕山・榎本総合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	三上 和美	当事業年度開催の取締役会には、15 回中 15 回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の任意の諮問機関である報酬委員会には4 回中 4 回に出席し、当社の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	中田 雅明	当事業年度開催の取締役会には、15 回中 15 回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の任意の諮問機関である報酬委員会には4 回中 4 回に出席し、当社の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。 さらに、当事業年度開催の監査等委員会には、14 回中 14 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、当社の監査体制の強化にあたり、豊富な業務経験と幅広い見識を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	榎本 進一郎	当事業年度開催の取締役会には、15 回中 15 回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査等委員会には、14 回中 14 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、当社の監査体制の強化にあたり、弁護士としての法律に関する豊富な知識と経験を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	13,000 千円
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬等の額	1,000 千円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、「I care everybody company ～あらゆる人々に慈しみの心をもって接する企業でありたい～」という企業理念を指針とし、企業の社会的責任を果たしてまいります。監査等委員を含む複数の独立社外取締役を設置することにより取締役の職務執行の監督・監査を行う体制をとり、コンプライアンス経営を推進します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の文書については、「取締役会規程」に基づき作成され、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、業務上のリスクを適切、迅速に管理、コントロールすることにより経営の安定を図っております。自然災害リスク等の有事の際は「リスク管理規程」の定めに従って、迅速な情報収集と適切な対応が実現できる体制を確立しております。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月 1 回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行っております。また、取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を毎月開催し、執行状況を確認することにより、取締役会の決定事項の徹底を図っております。

5. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な取締役及び使用人を配置するものとしております。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員会へ報告するものとしております。また、監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めるものとしております。

- ② 監査等委員会に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないものとしております。

7. 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行っております。また、監査等委員会は、内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるようにしております。なお、監査等委員会は当社の会計監査人であるPwC京都監査法人からの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど、連携を図れるようにしております。

さらに監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人、内部監査室より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し、連携を図っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要政策の一つであると考えており、業績や将来の事業展開、収益力の向上、財務体質の強化のための内部留保などを総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続することを配当政策の基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり24円とすることにいたしました。

なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。この他当社は中間配当及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,714,265	流 動 負 債	8,809,278
現 金 及 び 預 金	1,733,076	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,505,370
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,456,788	短 期 借 入 金	1,250,000
商 品	546,938	1年内返済予定の長期借入金	438,526
未 収 入 金	1,955,821	未 払 金	657,572
そ の 他	22,261	未 払 費 用	405,516
貸 倒 引 当 金	△621	未 払 法 人 税 等	262,064
		未 払 消 費 税 等	132,715
固 定 資 産	6,601,939	賞 与 引 当 金	126,446
有 形 固 定 資 産	5,260,320	そ の 他	31,068
建 物	2,205,477	固 定 負 債	3,169,631
機 械 及 び 装 置	176,884	長 期 借 入 金	2,312,143
車 両 運 搬 具	203,313	長 期 未 払 金	155,100
工 具 、 器 具 及 び 備 品	94,424	退 職 給 付 引 当 金	566,947
土 地	2,514,966	資 産 除 去 債 務	75,110
そ の 他	65,253	そ の 他	60,331
		負 債 合 計	11,978,910
無 形 固 定 資 産	40,500	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	36,705	株 主 資 本	2,324,937
そ の 他	3,794	資 本 金	75,000
		利 益 剰 余 金	2,249,937
投 資 そ の 他 の 資 産	1,301,119	利 益 準 備 金	5,350
投 資 有 価 証 券	24,470	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,244,587
繰 延 税 金 資 産	417,005	特 別 償 却 準 備 金	82,393
保 険 積 立 金	105,058	圧 縮 積 立 金	44,647
差 入 保 証 金	721,100	繰 越 利 益 剰 余 金	2,117,545
そ の 他	35,931	評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,766
貸 倒 引 当 金	△2,446	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,766
		新 株 予 約 権	1,590
		純 資 産 合 計	2,337,294
資 産 合 計	14,316,205	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,316,205

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,551,298
売 上 原 価		33,103,499
売 上 総 利 益		7,447,799
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,647,737
営 業 利 益		800,061
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	10,305	
不 動 産 賃 貸 料	52,457	
補 助 金 収 入	27,950	
雑 収 入	24,955	
そ の 他	5,308	120,976
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,362	
不 動 産 賃 貸 費 用	14,755	
上 場 関 連 費 用	25,750	
そ の 他	153	66,021
経 常 利 益		855,016
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,469	2,469
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	565	565
税 引 前 当 期 純 利 益		856,920
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	311,167	
法 人 税 等 調 整 額	21,885	333,052
当 期 純 利 益		523,867

株主資本等変動計算書

（ 自 2020年4月1日 ）
（ 至 2021年3月31日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資本金	利 益 剰 余 金					株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
			特別償却準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金		
2020 年 4 月 1 日 残 高	75,000	2,675	97,707	23,719	1,628,716	1,752,819	1,827,819
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	2,675	－	－	△29,425	△26,750	△26,750
特別償却準備金の積立	－	－	19,385	－	△19,385	－	－
特別償却準備金の取崩し	－	－	△34,699	－	34,699	－	－
圧縮積立金の積立	－	－	－	20,927	△20,927	－	－
当期純利益	－	－	－	－	523,867	523,867	523,867
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	2,675	△15,314	20,927	488,829	497,117	497,117
2021 年 3 月 31 日 残 高	75,000	5,350	82,393	44,647	2,117,545	2,249,937	2,324,937

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年4月1日残高	4,216	4,216	1,590	1,833,626
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△26,750
特別償却準備金の積立	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩し	—	—	—	—
圧縮積立金の積立	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	523,867
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	6,549	6,549	—	6,549
事業年度中の変動額合計	6,549	6,549	—	503,667
2021年3月31日残高	10,766	10,766	1,590	2,337,294

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

投資有価証券…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品…………… フローズン事業

総平均法による原価法。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

スーパーマーケット事業

売価還元法による原価法、ただし、生鮮食品等一部商品については最終仕入原価法によっております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～45年
機械及び装置	6～17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで無形固定資産として表示しておりました、「ソフトウェア」及び「その他」は、当事業年度より区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 417,005千円

当社は、過去3年及び当期の各事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類2」に該当すると判断し、スケジュールリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。前述の判断を行うにあたって、「当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等を考慮しております。当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	2,088,487千円
土地	2,514,966千円
計	4,603,453千円
(上記に対応する債務)	
支払手形及び買掛金	1,075,935千円
短期借入金	700,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	388,522千円
長期借入金	2,187,986千円
計	4,352,443千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,977,864千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,430,000千円
借入実行残高	1,250,000千円
借入未実行残高	2,180,000千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式

1,605,000株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	26,750千円	普通配当 250円	2020年3月31日	2020年6月30日

(注)2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、上記金額は、当該株式分割前
の実際の配当金の金額を記載しております。

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	38,520千円	普通配当 24円	2021年 3月31日	2021年 6月28日

4. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

139,050株

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	170,311千円
賞与引当金	37,984千円
減損損失	68,410千円
棚卸資産	42,829千円
資産除去債務	22,563千円
未払費用	61,144千円
長期未払金	46,592千円
未払事業税	22,140千円
その他	8,785千円
繰延税金資産小計	480,760千円
評価性引当額	△260千円
繰延税金資産合計	480,499千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	4,622千円
資産除去債務に対応する除去費用	4,321千円
特別償却準備金	35,378千円
圧縮積立金	19,171千円
繰延税金負債合計	63,494千円
繰延税金資産純額	417,005千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.0%
(調整)	
住民税均等割等	0.8%
税額控除	△2.2%
税率変更による影響	6.5%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

2021年4月8日の上場の際に行われた公募増資の結果、資本金等が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、2021年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は34.0%から30.0%に変更して計算しております。この結果、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は55,144千円減少し、法人税等調整額が55,755千円、その他有価証券評価差額金が610千円それぞれ増加しております。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一時的な余資の運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金には主に設備投資資金及び運転資金の確保のための資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金はほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、短期借入金は運転資金、長期借入金は設備投資のための必要資金の調達を目的としたものであります。これらは担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、資金調達にかかる流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、金利の変動リスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,733,076	1,733,076	—
(2) 受取手形及び売掛金(※) 貸倒引当金	3,456,788 △621		
	3,456,166	3,456,166	—
(3) 未収入金	1,955,821	1,955,821	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	24,470	24,470	—
(5) 差入保証金	224,236	223,832	△403
資産計	7,393,771	7,393,368	△403
(1) 支払手形及び買掛金	5,505,370	5,505,370	—
(2) 未払金	657,572	657,572	—
(3) 未払費用	405,516	405,516	—
(4) 短期借入金	1,250,000	1,250,000	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,750,669	2,761,463	10,794
負債計	10,569,127	10,579,922	10,794
デリバティブ取引	8,076	8,076	—

(※) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金及び(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

営業所及び店舗等敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用及び(4) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
取引保証金	496,864

取引保証金については、契約の解約時期の見積が困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(5) 差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,733,076	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,456,788	—	—	—
未収入金	1,955,821	—	—	—
差入保証金	50,815	83,498	87,363	2,560
合計	7,196,502	83,498	87,363	2,560

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,250,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定分を 含む)	438,526	398,356	340,165	276,576	244,130	1,052,916
合計	1,688,526	398,356	340,165	276,576	244,130	1,052,916

Ⅷ. 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,455円 27 銭

1株当たり当期純利益 326円 40 銭

(注) 当社は、2020年11月1日付で、普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。当事業年度期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株発行)

当社は、2021年4月8日付で東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）へ上場いたしました。当社は株式の上場にあたり、2021年3月5日及び2021年3月19日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2021年4月7日に払込が完了しております。

- (1) 募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- (2) 発行する株式の種類及び数 普通株式217,500株
- (3) 発行価格 1株につき2,000円
- (4) 引受価額 1株につき1,840円
- (5) 資本組入額 1株につき920円
- (6) 発行価格の総額 435,000,000円
- (7) 引受価額の総額 400,200,000円
- (8) 資本組入額の総額 200,100,000円
- (9) 払込期日 2021年4月7日
- (10) 資金の使途 フローズン事業の販売網拡大に伴う配送用トラックの購入資金に充当する予定であります。

(第三者割当による新株発行)

当社は株式の上場にあたり、2021年3月5日及び2021年3月19日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を、次のとおり決議し、2021年5月7日に払込が完了しております。

- (1) 募集方法 第三者割当
- (2) 発行する株式の種類及び数 普通株式79,900株
- (3) 割当価格 上記「(公募による新株発行)(4)引受価額」と同一であります。
- (4) 割当価格の総額 147,016,000円
- (5) 資本組入額の総額 73,508,000円
- (6) 払込期日 2021年5月7日
- (7) 割当先 野村証券株式会社
- (8) 資金の使途 上記「(公募による新株発行)(10)資金の使途」と同一であります。

X. その他の注記

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により需要の減少が予想される販売先と、需要の増加が予想される販売先が併存しております。このような状況から新型コロナウイルス感染症が当社の業績に与える影響は軽微であると仮定して当事業年度の繰延税金資産の回収可能性の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年5月26日

株式会社アイスコ

取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 山 聡 満 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岩 崎 亮 一 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社アイスコの 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの第 69 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2021年5月27日

株式会社アイスコ 監査等委員会

常勤監査等委員	堀内之弘 ⑩
監 査 等 委 員	中田雅明 ⑩
監 査 等 委 員	榎本進一郎 ⑩

(注) 監査等委員中田雅明及び榎本進一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社アイスコ

代表取締役 相原 貴久

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あいはら たかひさ 相原 貴久 (1971年5月24日生)	1994年4月 当社入社 1998年4月 取締役総務部長 2000年3月 取締役南林間店店長 2005年4月 専務取締役 2018年6月 代表取締役社長（現任）	150,000株
2	あいはら としたか 相原 敏貴 (1947年12月4日生)	1966年4月 当社入社 1972年4月 専務取締役 1988年4月 代表取締役社長 2018年6月 代表取締役会長（現任）	367,500株
3	みくに しん 三國 慎 (1972年11月20日生)	1996年4月 オハヨー乳業株式会社 入社 2015年7月 同社取締役 2016年4月 日本カバヤ・オハヨーホールディングス 執行役員 2016年4月 オハヨー乳業株式会社 専務取締役 2020年6月 当社取締役社長付 2020年10月 専務取締役（現任）	なし
4	あおき てつや 青木 哲也 (1969年1月24日生)	1989年2月 当社入社 2000年4月 管理部長 2004年4月 取締役管理部長 2009年6月 常務取締役（現任）	45,000株
5	あおき ひろゆき 青木 洋征 (1970年12月5日生)	1989年4月 当社入社 2005年4月 取締役統括部長 2010年3月 取締役永田店店長 2013年6月 取締役商品部長 2018年4月 取締役スーパーマーケット事業部長（現任）	12,000株
6	ながの ひろたか 永野 泰敬 (1990年9月25日生)	2013年2月 有限責任監査法人トーマツ入所 2016年12月 公認会計士登録 2017年5月 当社入社 経営企画室長 2018年1月 取締役CFO（現任）	なし
7	みかみ かずみ 三上 和美 (1947年3月12日生)	1966年4月 株式会社魚力商店（現株式会社山桂）入社 1984年12月 株式会社魚力 代表取締役専務 1989年10月 同社 代表取締役社長 2012年6月 同社 代表取締役会長 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2019年6月 株式会社魚力 取締役会長（現任）	1,500株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 三上和美氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要について
三上和美氏は、株式会社魚力会長（2021年6月29日付退任予定）として、経営に対する深い見識と豊富な経験を有しております。これらの知識・経験等を生かして、当社の経営全般に対する監督機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
三上和美氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は三上和美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、三上和美氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ほりうち ゆきひろ 堀内 之弘 (1947年1月1日生)	1969年4月 株式会社神奈川相互銀行（現神奈川銀行）入行 2007年6月 同社 代表取締役常務 就任 2009年6月 横浜振興株式会社 常勤監査役 就任 2013年8月 当社入社 社長室長 2017年6月 当社常勤監査役 2019年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）	1,500株
2	なかだ まさあき 中田 雅明 (1958年4月5日生)	1981年4月 株式会社岡村製作所入社 1994年1月 株式会社魚力入社 1996年6月 同社取締役 2011年6月 同社代表取締役社長 2017年6月 取締役相談役就任 2018年6月 当社社外取締役 2019年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	なし
3	えのもと しんいちろう 榎本 進一郎 (1974年10月11日生)	2001年4月 司法研修所 入所 2002年10月 弁護士登録 箕山・榎本総合法律事務所 入所（現任） 2019年6月 当社社外監査役 2019年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中田雅明氏及び榎本進一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要について
中田雅明氏については、株式会社魚力での豊富な業務経験と幅広い見識を当社の監査に反映し、当社の監査体制のさらなる機能強化を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
榎本進一郎氏は、弁護士として、法律に対する専門知識と豊富な経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、当社の経営全般の監視を行っていただき、当社の監査体制のさらなる機能強化を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
中田雅明氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、3年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は2年となります。
榎本進一郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。なお、同氏は当社の社外取締役就任前1年において当社の社外監査役でありました。
5. 当社は堀内之弘氏、中田雅明氏及び榎本進一郎氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上